

公益財団法人史学会著作権規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人史学会（以下「本学会」という）の発行する出版物等に掲載される著作物について、その著作権の取扱い等に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定された著作物をいう。
- (2) 著作者 著作権法第2条第1項第2号に規定する著作物を創作する者をいう。
- (3) 著作財産権 著作権法第21条（複製権）、第22条（上演権及び演奏権）、第22条の2（上映権）、第23条（公衆送信権等）、第24条（口述権）、第25条（展示権）、第26条（頒布権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に定めるすべての権利をいう。
- (4) 著作者人格権 著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）にそれぞれ定める権利をいう。
- (5) 出版物等 本学会が発行する出版物等であり、具体的には以下のとおりである。
 - ①『史学雑誌』等、本学会が発行する機関誌
 - ②史学会大会プログラム等、本学会が主催または共催する各種大会のプログラム等
 - ③その他前記①②に類するものであって本学会が指定するもの

(著作権の帰属)

第3条 出版物等に掲載される著作物に関する著作財産権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、本学会が著作物を最初に受領した時点から本学会に移転する。

- 2 特別な事情により前項が適用できない場合、著作者は、本学会が著作物を最初に受領する時点において、その旨を書面にて申し出るものとする。この場合における著作財産権の取り扱いについては、本学会及び著作者が別途協議することにより決定する。
- 3 前項に定める場合であっても、著作者は、法令及び前項に定める特別な事情の許容する範囲において、本学会に対し、著作物について国内外で無償かつ独占的に利用（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）する権利（有償無償を問わず、本学会がサブライセンスを行う権利を含む。）を許諾するものとする。
- 4 本学会が受領した著作物について、本学会が出版物等に掲載しないことを決定した場合（第2条第5号②に定める出版物等については、史学会大会、各種大会等が開催されなくなった場合を含む。）、本学会は、著作財産権を著作者に対して返還する。

(著作者人格権の不行使)

第4条 著作者は、本学会及び本学会が著作物の利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

- 2 前項の規定は、本学会及び本学会が著作物の利用を許諾した第三者が、著作物を原著作物として二次的著作物を作成した場合においても適用される。

(著作者による著作物の利用)

第5条 著作者が本学会に著作財産権を譲渡した著作物を利用しようとする場合（第三者に利用を許諾する場合を含む）、著作者は、事前に、利用目的等本学会が別に定める事項を記

載した書面により本学会に申請し、その許諾を得なければならない。

- 2 前項の場合において、本学会は、当該著作物の利用が、本学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、著作者からの申請を許諾するものとする。
- 3 前項の規定により本学会が著作物の利用を許諾した場合において、著作者は、著作物を利用する際、出典として本学会の出版物等の名称、頁数及び発行年を明記しなければならない。又、著作物を利用し書籍が刊行された場合、著作者は、原則として、当該書籍一点を本学会に提供するものとする。
- 4 著作者が第2項の許諾を得て著作物を利用する場合には、著作者は、本学会に対し、当該利用についての利用料その他の対価を支払うことを要しない。ただし、当該利用の目的が営利を目的とするものであると認められる場合には、本学会に対し、別途協議により定める一定の利用料を支払わなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず、著作者は、著作権法第30条から第50条（著作権の制限）所定の利用については、本学会の許諾を得ることなく、著作物を利用することができる。

（著作者による保証等）

第6条 著作者は、本学会に対し、①著作物が第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に一切公表されたことがない）こと及び③著作物が共同著作物である場合には、本学会に著作財産権を譲渡するにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることをそれぞれ保証する。なお、著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、その出典を明記する。

（二重譲渡の禁止）

第7条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、本学会に著作財産権を譲渡した著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

（紛争解決に関する協力）

第8条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生するおそれがある場合、著作者及び本学会は相互に協力してこれに対処するものとする。

（協議）

第9条 本規程に定めなき事項及び本規程の各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本学会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

附 則

この規程は、平成29年7月13日から施行する。（平成29年7月13日理事会決議）